



神戸市男女共同参画計画

(第4次)

平成28年 3月
神戸市

はじめに

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国の社会にとって、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高める観点から極めて重要となっています。

平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、国をあげて女性の活躍を推進する機運が高まっており、あわせて、男女がともに職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できる環境づくりが求められています。

また、DVを含むあらゆる人権侵害となる行為を根絶し、全ての人が安全で安心して暮らせる社会をめざす必要があります。

神戸市では、平成 15 年 3 月に、「市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸」をめざして、「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」を制定いたしました。

平成 23 年 3 月に策定いたしました「神戸市男女共同参画計画（第 3 次）」では、多様性が活きるまちづくり（ダイバーシティ・マネジメント）を基盤として、ワーク・ライフ・バランスの推進やDV対策の強化などを重点的に推進すべき事項として掲げ、これに基づきまして男女共同参画の推進に関する取り組みを進めてまいりました。

このたび策定いたしました「神戸市男女共同参画計画（第 4 次）」では、「男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現」と「DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施」を重点事項として掲げました。市民や事業者のみなさまとの協働により「夢と活力あふれる神戸」を実現するべく、この計画に沿ってさらなる取り組みを進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、多くの方より貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

神戸市長

久元喜造



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 最近の男女共同参画をめぐる社会情勢	
	3 神戸市の現状と課題	
第2章	計画の概要	17
	1 目指すべき社会	
	2 基本理念	
	3 各主体の責務	
	4 計画の位置づけ	
	5 計画期間	
	6 概念図	
第3章	施策の内容	23
	1 重点事項	
	2 施策の体系図	
	3 基本目標及び施策の方向	
	4 指標・数値目標	
第4章	計画の推進	41
	1 計画を推進する体制	
	2 神戸市男女共同参画センター（あすてっぴKOBE）	
	3 計画の進捗状況の評価及び検証	
第5章	参考資料	45
	1 神戸市男女共同参画の推進に関する条例	
	2 男女共同参画行政のあゆみ	
	3 用語解説	

第 1 章

計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	最近の男女共同参画をめぐる社会情勢	3
3	神戸市の現状と課題	5

1 計画策定の趣旨

平成 11 年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

神戸市では、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 15 年3月に「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、平成 16 年4月に「神戸市男女共同参画計画」を策定し、その後も改定を重ね、男女共同参画施策の推進に努めていますが、着実に施策が展開されている分野がある一方、さらなる取り組みを進めていくべきと思われる分野もあります。

そこで、「神戸市男女共同参画計画（第3次）」の計画期間が平成 27 年度をもって終了することに伴い、今後進めていくべき男女共同参画施策の方向性を示す「神戸市男女共同参画計画（第4次）」を策定します。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。（内閣府ホームページより）

2 最近の男女共同参画をめぐる社会情勢

(1) 女性の活躍推進

平成 25 年 4 月の安倍首相の「成長戦略スピーチ」及び同年 6 月に発表された「日本再興戦略」の中で、「女性の活躍推進」が成長戦略の中核であると位置づけられ、社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%以上とすることや、2020 年に女性の就業率（25 歳から 44 歳）を 73%にすることなどが示されました。

これを受けて、平成 26 年 10 月には内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、同本部は「すべての女性が輝く政策パッケージ」を策定しました。また、平成 27 年 8 月には女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、一部の規定を除き 9 月より施行されました。

(2) 働く女性に対する支援

平成 26 年 10 月、妊娠中の軽い業務への転換を契機とする降格措置は違法であるという最高裁判決が下されました。厚生労働省はこの判決を受けて、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」対策として、妊娠・出産・復職などから 1 年以内の降格などの不利益な取り扱いは原則として違法であるとの通達を発しました。

「日本再興戦略」では「待機児童解消加速化プラン」を展開することについても言及していますが、平成 27 年 4 月より、「質の高い教育・保育の提供」「待機児童の解消」「地域での子育て支援」をめざす「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

(3) 男女の働き方改革

女性の活躍推進はワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現と不可分のものであり、男性も含めたあらゆる人の働き方に関する課題です。内閣府が発行した平成 26 年版男女共同参画白書では、「変わりゆく男性の仕事と暮らし」という特集が組まれ、同府が平成 27 年 3 月に発表した「少子化社会対策大綱」では「男性の配偶者の出産直後の休暇取得率」に関する数値目標（2020 年に 13%）が新たに示されるなど、男性の働き方を見直すことに対する関心も高まってきています。

国の第 4 次男女共同参画基本計画では、第 1 分野に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が掲げられました。

(4) 人口減少問題

少子・高齢化についてはかなり以前から問題とされてきましたが、平成 26 年 5 月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会より、2010 年から 2040 年までの間に「20～39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少する「消滅可能性都市」が全国の自治体の約半数にのぼるという驚くべき試算結果が示されました。

神戸市では、平成 26 年 7 月に「今後の神戸市の人口動態に関する有識者会議」を設置して今後の人口動態に関する研究分析を実施し、その結果を踏まえて、平成 27 年 10 月に「神戸人口ビジョン」及び人口減少に対応する今後 5 か年の具体的な事業をまとめた「神戸創生戦略」を策定しました。

(5) 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）をめぐる状況

平成 26 年 1 月に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも法の規定が準用されるようになったほか、同年 11 月には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が施行されるなど法整備が進んでおり、被害の相談は今後も増加する可能性が考えられます。

神戸市では、平成 27 年 4 月から、これまで業務を実施していなかった月曜日にも配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

(6) 防災・復興

内閣府の平成 24 年版男女共同参画白書の「男女共同参画の視点からの防災・復興」という特集では、東日本大震災での避難所運営に関して、中心的役割を担うことが多かった自治会長のほとんどは男性で、女性等への配慮に対する認識が十分浸透していなかったことが指摘されており、実際に生活に不便を感じる人は女性の方が多かったという調査結果があります。

同白書では、「男性に比べて災害時に負の影響を受けやすい女性は決して守られるだけの存在ではなく、平時から男性とともに災害への備えに主体的に取り組むべき存在でもある」としています。

平成 25 年 5 月には、内閣府が、災害リスク軽減に向けて、地方公共団体における男女共同参画の視点からの自主的な取り組みを推進する観点から、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定しました。

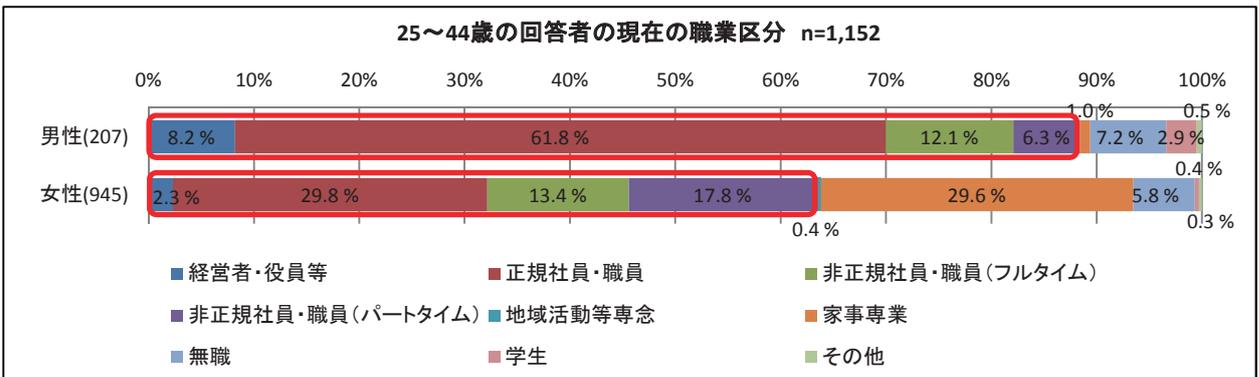
3 神戸市の現状と課題

(1) 神戸市民の実態及び意識調査結果の概要

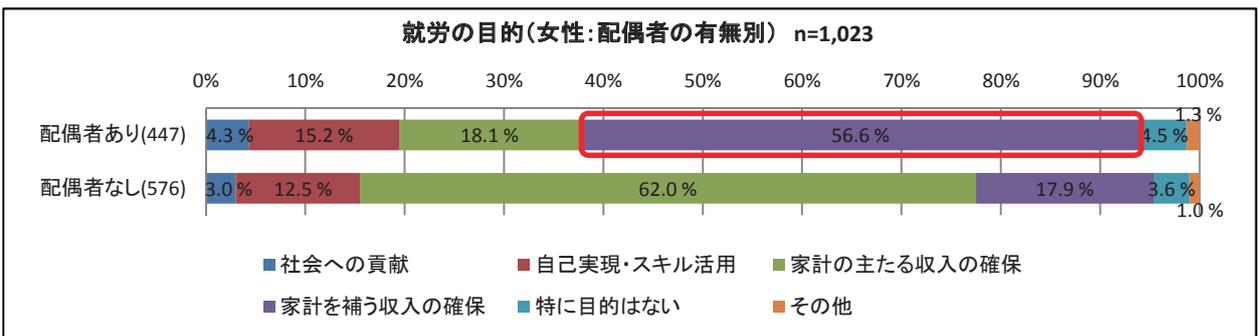
神戸市では、この計画を策定するための基礎資料とするべく、15歳以上の市民を対象とした仕事と生活の実態及び女性の就労についての意識に関する調査を実施しました。

- 調査時期
平成26年12月26日～平成27年1月5日
- 調査方法
委託先調査機関の登録モニターを対象としたインターネット調査
- 回答回収数
男性500人 女性2,000人 計2,500人

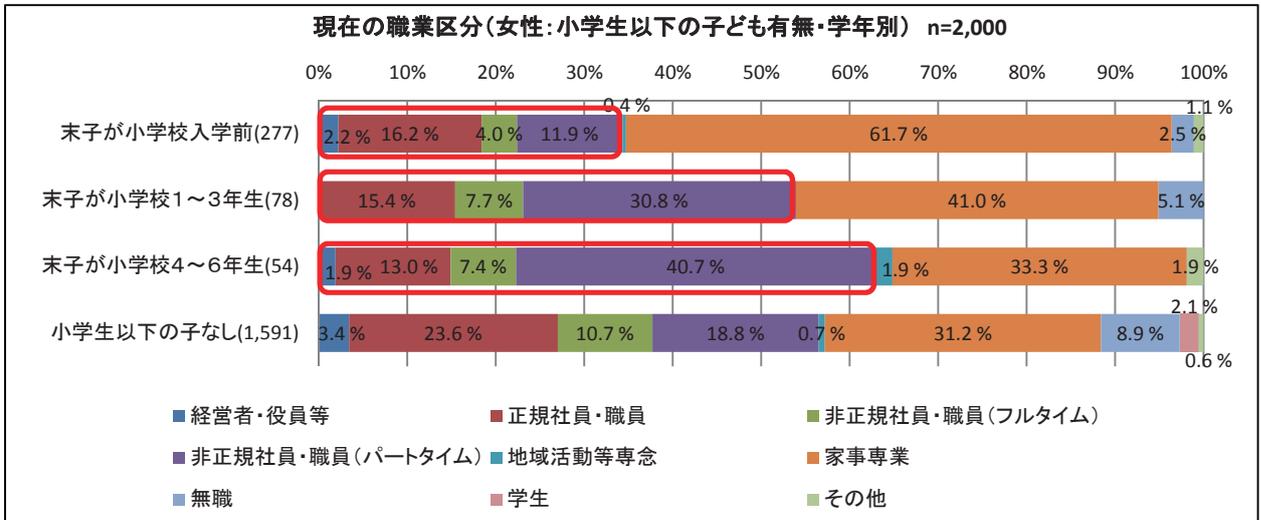
① 「日本再興戦略」では2020年に女性の就業率を73%にすることとしていますが、25歳～44歳の回答者の就業率は、男性が88.4%であるのに対して、女性は63.4%となっています。



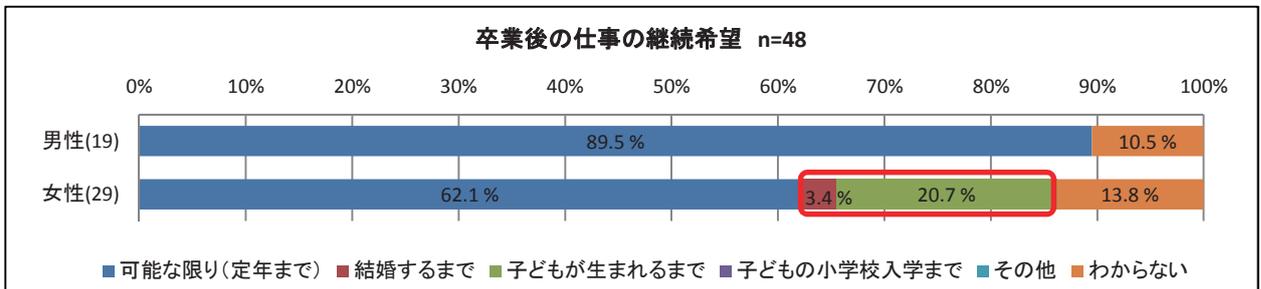
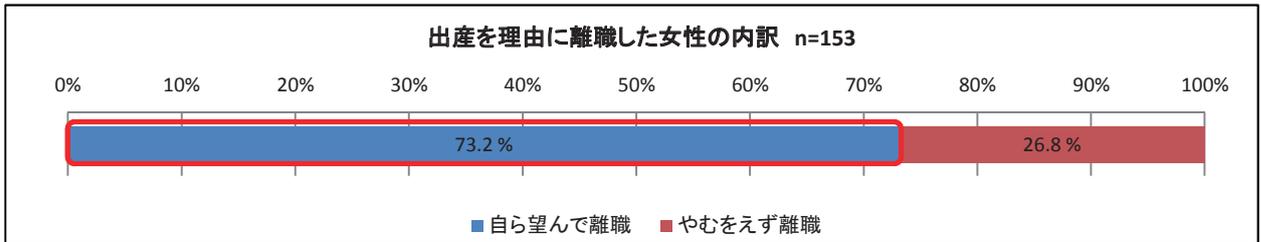
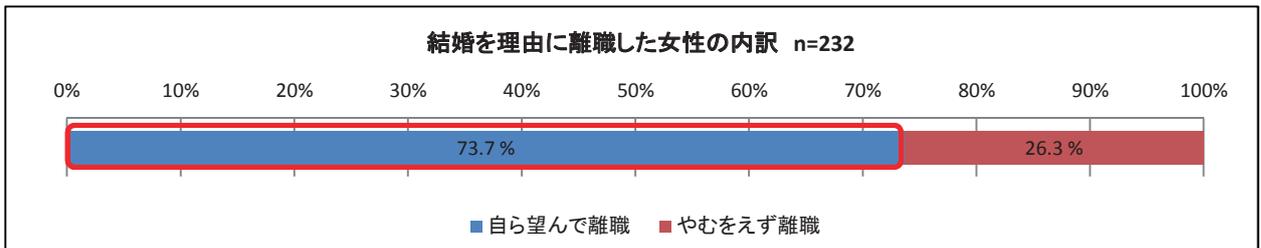
② 女性就労者の就労目的は配偶者の有無により大きな差が見られ、配偶者がいる女性では56.6%が「家計を補う収入の確保」と回答しています。



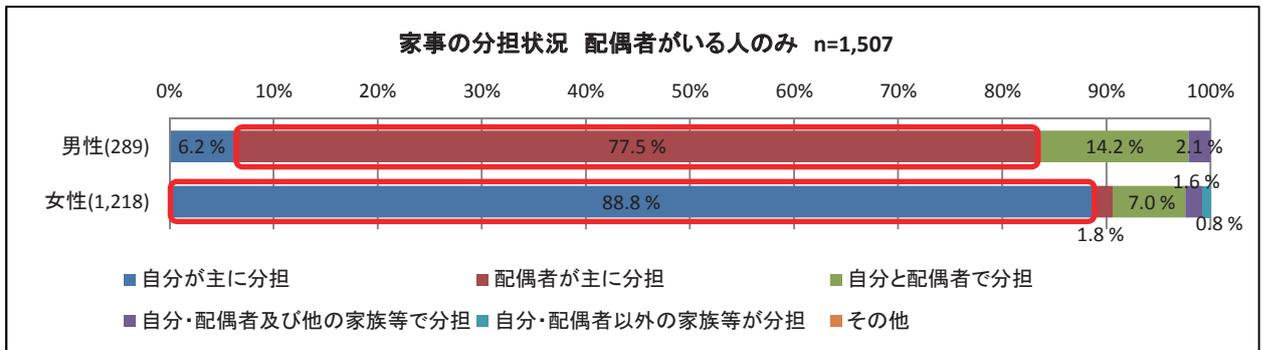
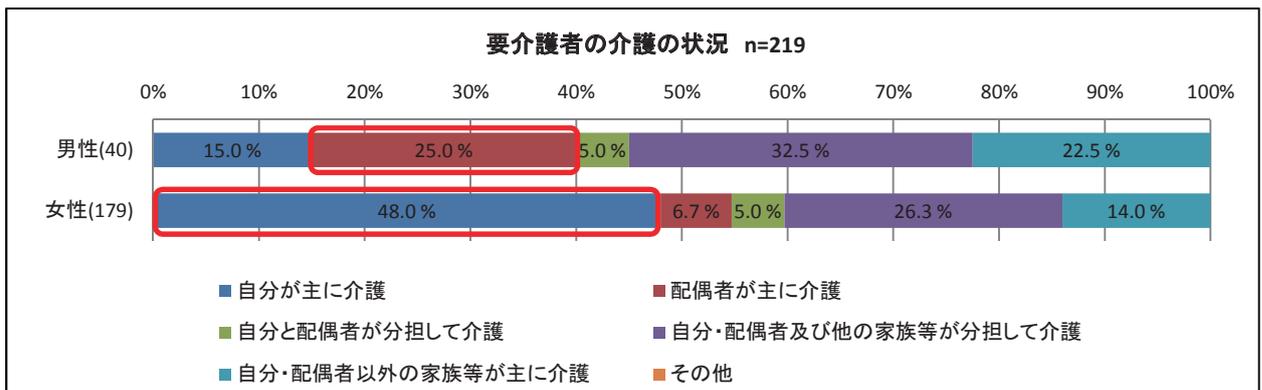
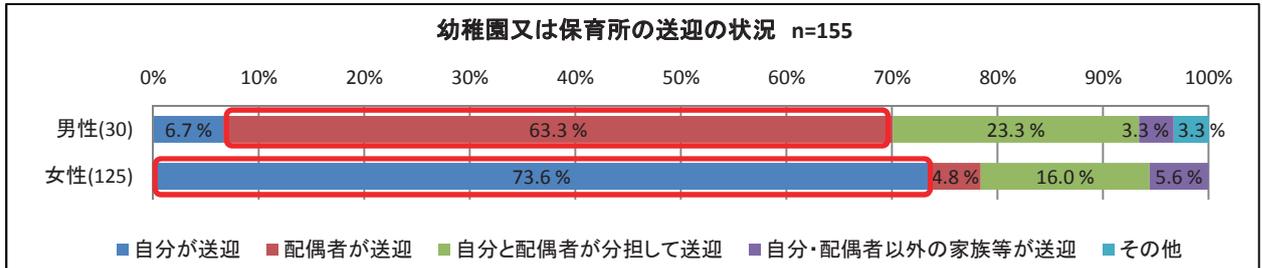
③ 小学校入学前の子どもがいる女性の就業率は 34.3%にとどまっています。就業率は子供の成長に伴い上昇し、末子が小学校4～6年生となった女性では63.0%に達しますが、増えている職業区分はほぼ「非正規社員・職員（パートタイム）」のみとなっています。



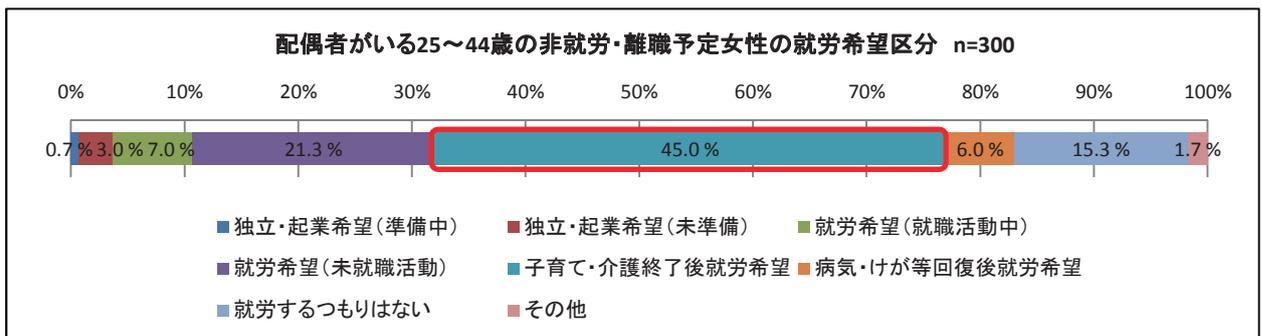
④ 離職した女性の約半数は「結婚したため」又は「子どもが生まれたため」をその理由としていますが、いずれもそのうち約70%は「自ら望んで」離職しています。また、これから就労する女子学生の24.1%が「結婚するまで」又は「子どもが生まれるまで」しか就労を希望していません。



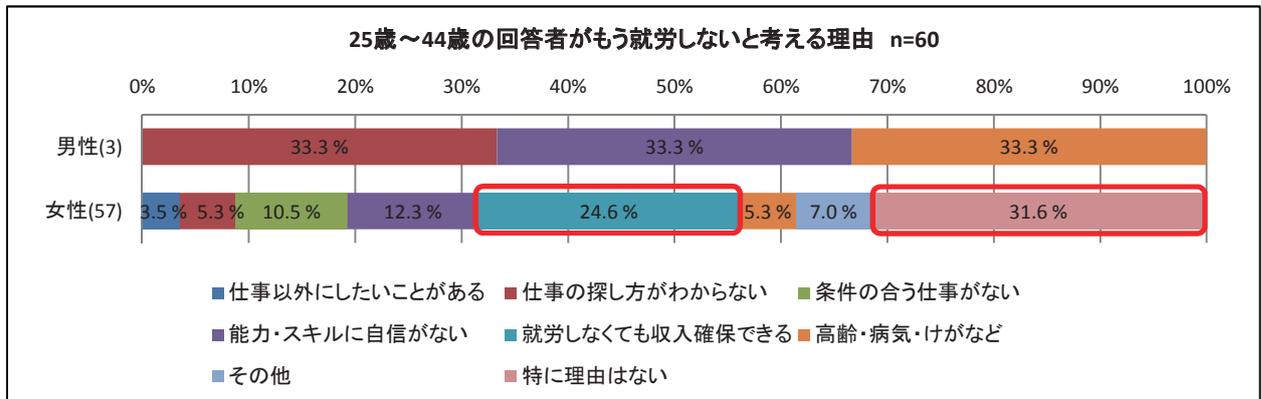
⑤ 幼稚園や保育所の送迎、要介護者の介護、配偶者がいる世帯の家事は、いずれも女性が主な担い手になっています。



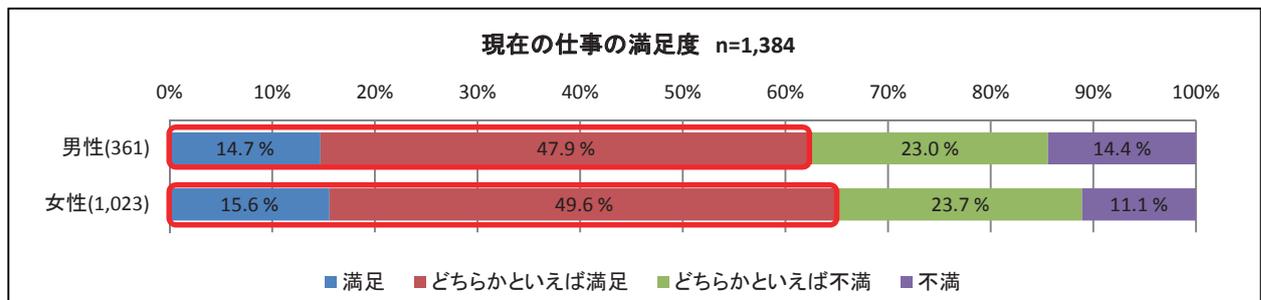
⑥ 配偶者がいる 25～44 歳の現在非就労又は離職予定の女性の 45.0%は「子育て・介護終了後就労希望」と回答しています。



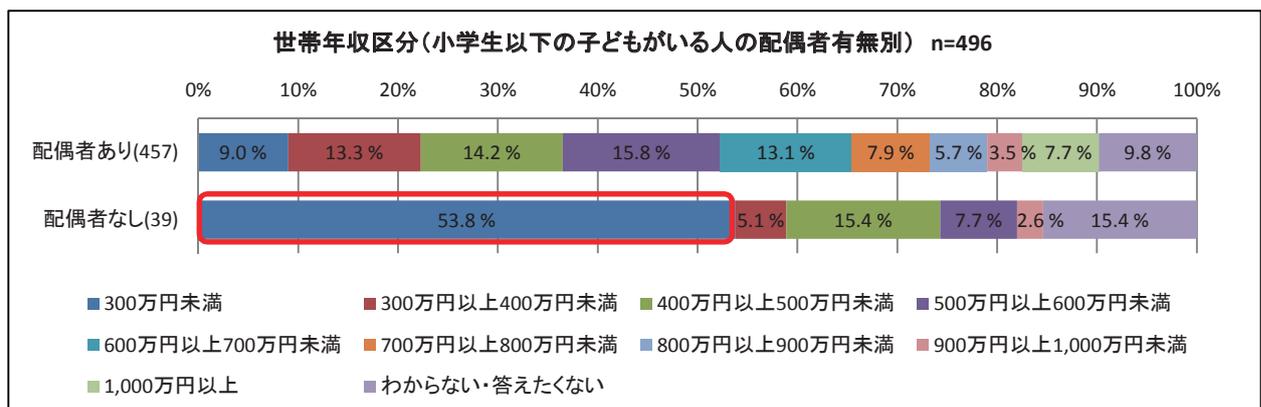
⑦ 25～44歳の非就労の女性が「もう就労しない」と考える理由は、「就労しなくても収入確保できる」と「特に理由はない」を合わせると56.1%のぼります。



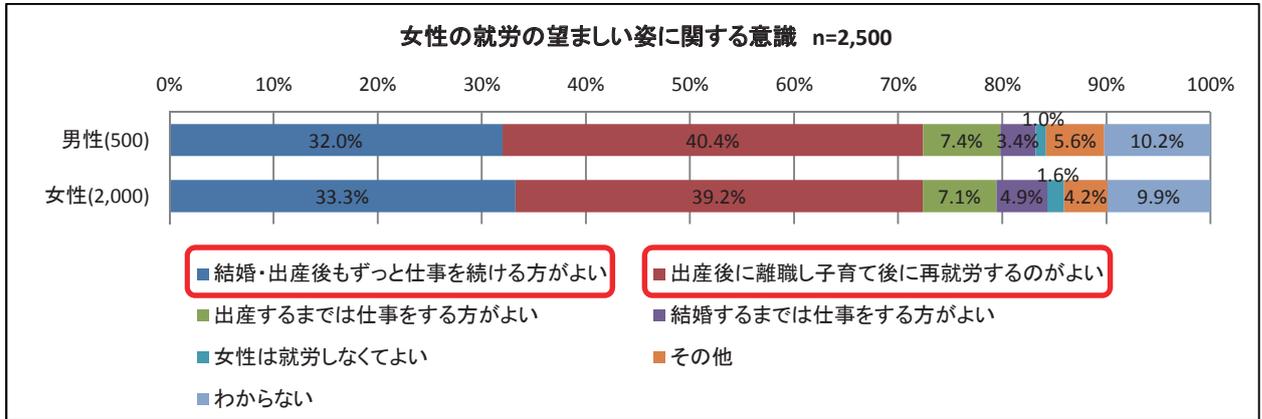
⑧ 現在の仕事の満足度を男女で比較すると、安定した雇用形態である「正規社員・職員」として働いている比率が高い男性の方が女性よりも低くなっています。



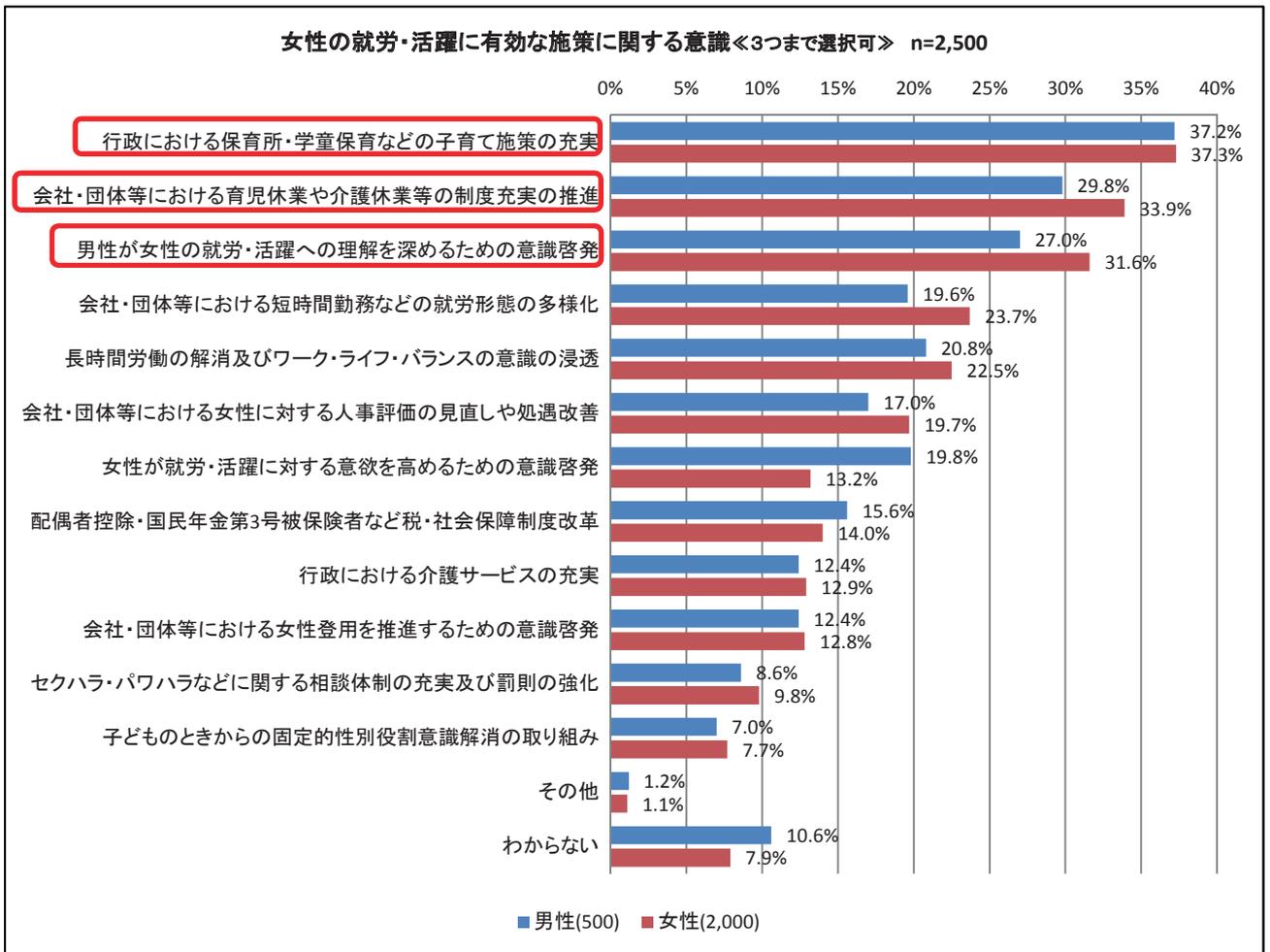
⑨ 小学生以下の子どもがいる回答者の世帯年収は、配偶者の有無により大きな差が見られます。配偶者がいない回答者では世帯年収 300 万円未満が 53.8%となっており、ひとり親世帯の厳しい経済事情がうかがえます。



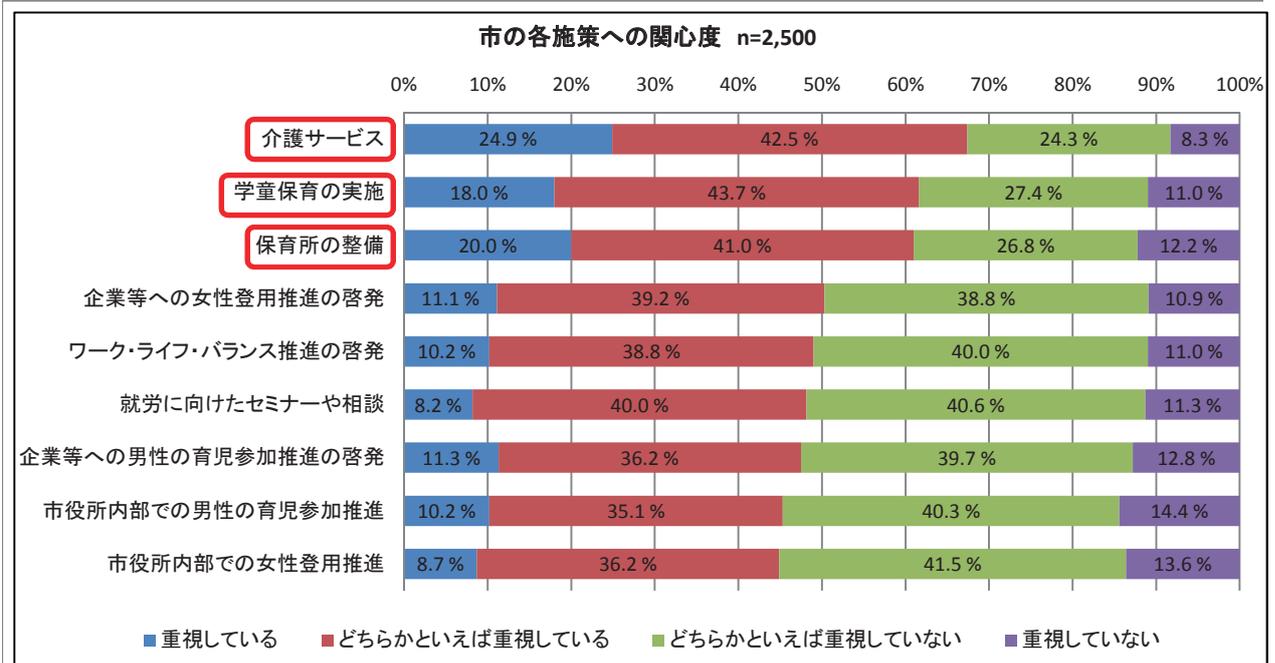
- ⑩ 女性の就労の望ましい姿に関する意識は、男女ともに「結婚・出産後もずっと仕事を続ける方がよい」が約30%、「出産後に離職し子育て後に再就労するのがよい」が約40%となっています。



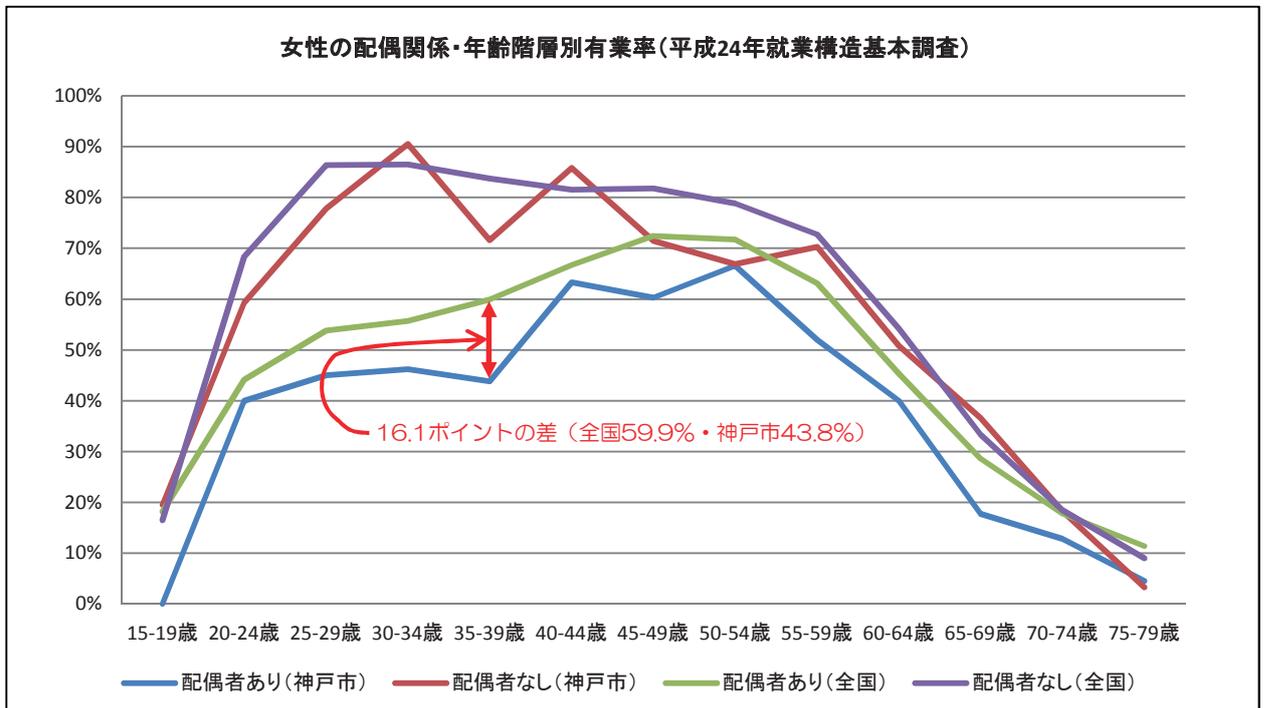
- ⑪ 女性の就労・活躍に有効な施策に関する意識では、男女ともに「行政における保育所・学童保育などの子育て施策の充実」「会社・団体等における育児休業取得等の制度充実の推進」「男性が女性の就労・活躍への理解を深めるための意識啓発」という回答が上位を占めています。



⑫ 男女共同参画に関する市の施策については、「保育所の整備」「学童保育の実施」「介護サービス」といった仕事と生活の調和を直接支援する施策への関心度が高くなっています。



【参考】女性の配偶関係・年齢階層別有業率（総務省平成24年就業構造基本調査）
 配偶者がいる女性の有業率は全年齢階層で神戸市の数値は全国を下回っており、特に35～39歳ではその差が16.1ポイントにもなっています。



(2) 神戸市男女共同参画計画（第3次）の取り組み内容と課題

① 基本目標

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 男女共同参画社会への啓発・教育の推進 |
| 2 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会の構築 |
| 3 | 女性の社会への更なる参画の促進 |
| 4 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 5 | あらゆる人の自立を支える社会環境の整備 |
| 6 | 生涯を通じた心身の健康づくり |
| 7 | 国際的協調の推進 |

② 数値目標に対する進捗状況

基本目標	目標項目	当初数値	平成 27 年度 目標	平成 26 年度 実績
2	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度（言葉も内容も知っている割合） （市政アドバイザー意識調査）	21.5% （平成 22 年度）	50%	49.0% 《平成 27 年度》 （ネットモニター）
	職場における男女の地位の平等感「平等と感じる人」の割合 （市政アドバイザー意識調査）	17.3% （平成 21 年度）	35%	17.8% 《平成 27 年度》 （ネットモニター）
	こうべ男女いきいき事業所数	43 事業所 （平成 22 年度）	80 事業所	75 事業所 《平成 27 年度》
	次世代認定マーク（くるみん）市内取得企業数	20 企業 〔平成 22 年 10 月末〕	40 企業	35 企業 《平成 27 年 4 月》
	保育所定員 ・ 3 歳未満児 ・ 3 歳以上児	6,678 人 12,065 人 計 18,743 人 （平成 20 年度）	7,878 人 13,310 人 計 21,188 人 〔弾力的な入所により 2 万 4 千人の受け入れ枠を確保〕	10,060 人 14,509 人 計 24,569 人 《H27.04.01》
	学童保育実施か所数（児童数）	186 か所 （8,498 人） （平成 20 年度）	230 か所 （10,940 人）	196 か所 （9,663 人）
	延長保育利用児童数	3,092 人 （平成 20 年度）	4,460 人 〔受け入れ可能な体制の構築〕	3,650 人
	病児・病後児保育室数（利用児童数）	7 か所 （5,370 人） （平成 20 年度）	14 か所 （12,250 人）	14 か所 （11,750 人）

基本 目標	目標項目	当初数値	平成 27 年度 目標	平成 26 年度 実績
2	休日保育利用児童数	264 人 (平成 20 年度)	600 人 (受け入れ可能な体制の構築)	503 人
	一時保育実施保育所数 (利用児童数)	112 か所 (52,725 人) (平成 20 年度)	全民間・公立園 (68,260 人) (需要に応じて)	168 か所 (64,255 人)
	男性市職員の育児休業等の取得率 ・子どもの生まれる前後の連続5日間以上の育児休業に相当する休暇を取得した場合も含む ・育児休業・部分休業	12.9% (平成 21 年度) 2.6% (平成 21 年度)	60% 5%	15.8% 5.5%
3	市の審議会における女性委員の登用率	33.0% (平成 21 年度)	35%	31.4%
	市の係長級以上の女性管理職の割合 (一般行政・事務職)	8.1% (平成 22 年度)	12%	11.5% 《H27.04.01》
	市の係長昇任選考 (一般行政 A・B 選考) 全受験者に占める女性の割合	13.3% (平成 22 年度)	20%	19.3%
	女性活躍推進プログラムの受講者数 (累計)	31 人 (平成 22 年度)	181 人	147 人 《平成 27 年度》
4	DVの相談窓口を知っている人の割合 (市政アドバイザー意識調査)	43.9% (平成 21 年度)	70%	50.5% 《平成 27 年度》 (ネットモニター)
	外国語によるDVリーフレットの作成 (配偶者暴力相談支援センター)	5か国語 (平成 22 年度)	7か国語	7か国語
	グループカウンセリングの実施回数 (配偶者暴力相談支援センター)	2クール/年 (平成 21 年度)	2クール/年	1クール/年
	※ DV防止に関するセミナーの参加者数	387 人 (平成 21 年度)	400 人	65 人
	企業への出前トークの実施回数	—	5回/年	1回/年
	デートDV予防啓発事業実施校数 (市立中学校・高等学校 累計)	5校 (平成 22 年度)	全校	33校(92校中) 実施回数累計は58回
	教育関係者に対する研修の実施回数	1回/年 (平成 22 年度)	8回/年	0回/年 実施回数累計は10回

基本目標	目標項目	当初数値	平成27年度目標	平成26年度実績
4	支援者等関係者に対する研修の受講者数	840人/年 (平成21年度)	1,000人/年	1,219人/年
	支援者養成研修の受講者数	—	50人/年	77人/年
	実務担当者以外の市職員に対するDV研修の実施回数	13回/年 (平成21年度)	15回/年	5回/年
	庁内DV対策ネットワーク会議の実施回数	1回/年 (平成21年度)	2回/年	1回/年 (課長会議)
5	地域団体が実施するUDの視点での取り組み事業数 (ふれあいのまちづくり協議会・景観形成市民団体等)	8事業 (平成22年度)	67事業	69事業
6	がん検診受診率 ・乳がん ・子宮頸がん	— —	50% 50%	41.5% 38.4% <small>〔平成25年国民生活基礎調査 (厚生労働省)〕</small>
	エイズ健康教育参加者数	9,922人 (平成21年度)	12,000人	11,508人
	薬物乱用防止教室を実施している割合 (中学校)	100% (平成21年度)	100%	100%
	妊産婦の喫煙者割合	4.7% (平成21年度)	0%	3.1%
	乳幼児健診の受診割合 ・1歳6か月児 ・3歳児 健診未受診児に対する把握率 生後4か月までの乳児のいる家庭の状況の把握率	96.5% 95.0% 99.3% 82.1% (平成21年度)	97% 97% 100% 100%	97.6% 96.4% 99.8% 97.1%

※ 「DV防止に関するセミナーの参加者数」について

「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）」本文では「DVを含むあらゆる暴力を許さないための啓発」と記載されていることから、計画策定時に含めていた「法律セミナー」「護身セミナー」「回復へのステップ」「こころのケア講座」を排除すると、別事業に移行した「デートDV」と現在も実施している「DV防止セミナー」及び「DV情報提供会」のみが対象となります。現在も実施している2つのセミナーの参加者数は、平成21年度は47人、平成26年度は65人です。

③ 重点的に推進すべき事項（重点事項）ごとのおもな取り組み内容と課題

重点事項1 ワーク・ライフ・バランスの推進

《おもな取り組み内容》

- こうべ男女いきいき事業所の表彰事業所数が、平成27年度までの5年間で32事業所増え（1年あたり6.4事業所）、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所のすそ野が広がってきました。
- 保育所の新增設に加えて、幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育の拡充や事業所内保育の活用などにより受け入れ枠の拡大に努めた結果、平成27年4月1日時点の待機児童数が、前年の123人から大幅に減少し、13人となりました。

《課題》

- ワーク・ライフ・バランスの認知度は50%近くになりましたが、さらに高めるべく啓発に努める必要があります。
- 男性がもっと子育て・介護・家事に関わることができるよう、企業等への啓発とともに男性をターゲットとした事業にも力を入れることにより、男性中心型労働慣行を見直すことが望まれます。

重点事項2 女性の活躍推進

《おもな取り組み内容》

- 女性活躍推進プログラムの受講者の満足度は高く、受講者の約15%は何らかの役職に就いて活躍しています。
- 女子学生社会人カアッププロジェクトでは、「たくさんの刺激を受け成長できた」といった感想をいただいております。キャリアデザインに対する意識づけになったものと思われます。

《課題》

- 平成27年8月に成立した女性活躍推進法の趣旨を受け、女性の職業生活における活躍が進むように、さらなる啓発に努める必要があります。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、女性が働き続けることを阻害する要因を排除するためのさらなる取り組みが求められます。

重点事項3 男性にとっての男女共同参画の推進

《おもな取り組み内容》

- 子育て・介護・家事に関する、夫婦そろって参加、あるいは男性のみを対象とした講座を開催し、男性が関わるきっかけづくりを行いました。

- こうベイクメン実行委員会のイベントへの支援などを実施していますが、「イクメン」という言葉が広く知られるようになってきました。

《課題》

- 男性の育児休業取得の促進を含め、企業等に対してワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を進めることが望めます。
- 男女がともに仕事と家庭を両立できるようにするためにも、子育てや介護に関する施策をさらに充実させる必要があります。

重点事項4 地域における男女共同参画の推進

《おもな取り組み内容》

- 地域などで男女共同参画社会の実現などについて自主的に学習するグループが、男女共同参画センターに平成26年度末時点で66グループ登録されています。
- 女性消防団員の採用を進め、平成23年4月の87人から平成27年4月には115人に増加しました。

《課題》

- 性別に関わらず、仕事と地域活動を両立することができるようにするためにも、ワーク・ライフ・バランスの推進が望めます。
- 災害時の避難生活において女性のニーズに対応できるよう、避難所運営に女性が参画できる地域防災体制の構築が望めます。

重点事項5 配偶者等からの暴力（DV）対策の強化

（「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）」で検証します。）

重点事項6 市役所の事業所としての取り組み

《おもな取り組み内容》

- 係長級以上の女性管理職の割合（一般行政・事務職）が、平成22年度の8.1%から平成27年度には11.5%と上昇しました。
- 男性職員の育児休業又は部分休業の取得率が、平成21年度の2.6%から平成26年度には5.5%と上昇しました。

《課題》

- 市の審議会等への女性委員の登用率は、平成23年度の33.5%をピークに減少傾向であり、さらなる登用の促進が必要です。
- 市民や事業者とともに男女共同参画社会の実現を目指すためには、市役所が率先して、職員が働きやすい環境づくりや女性職員の登用を進めていくことが望めます。

第2章

計画の概要

1	目指すべき社会	18
2	基本理念	18
3	各主体の責務	19
4	計画の位置づけ	19
5	計画期間	20
6	概念図	21

1 目指すべき社会

「市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市、市民、事業者の協働により築くこと」を目指します。（条例前文より）

2 基本理念（条例が定める7つの基本理念）

（1）男女の人権の尊重

男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるよう、男女の人権が尊重される必要があります。

（2）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度・慣行は、結果的に男女共同参画の推進を阻害する恐れがあるので、その影響ができる限り中立的なものとなるよう配慮が必要です。

（3）政策や方針の立案及び決定への共同参画の機会確保

男女の意見を広く政策等に反映させるためには、男女が社会の対等な構成員として、立案の段階から主体的に参画できる機会が確保される必要があります。

（4）家庭生活及び職業生活・地域生活との両立

家族を構成する男女が、相互協力及び社会的支援の下にその一員としての役割を果たし、かつ、職業生活・地域生活との両立を可能とする必要があります。

（5）男女の生涯にわたる健康の確保

男女がともに、妊娠及び出産の機能を有する女性の心身に対する理解を深め、互いの意思を尊重し、生涯にわたる健康の維持・増進を図る必要があります。

（6）国際的協調

女子差別撤廃条約に関連する取り組みや国際的な指標などに留意するとともに、国際都市神戸としては、言語や文化の多様性への対応も求められます。

（7）自律した市民の協働

市民一人ひとりが、自ら考え、責任をもって行動を起こし（自律）、対等の立場でお互いを尊重しつつ影響を与えあいながら（協働）、男女共同参画の取り組みを進めていくことが望まれます。

3 各主体の責務（条例が定める市民・事業者・市の責務）

- (1) 市民の責務
 - 男女共同参画への理解を深め、主体的かつ自律的に取り組むよう努めること
- (2) 事業者の責務
 - 男女が職業生活と家庭生活等を両立できる環境を整備するよう努めること
 - 男女が職域での活動に平等に参画できる機会の確保に努めること
 - 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めること
- (3) 市の責務
 - 基本理念にのっとり、男女共同参画推進施策を策定し、実施すること
 - 職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高めるよう努めること
 - 男女共同参画推進施策に必要な財政上の措置等を講ずるよう努めること

4 計画の位置づけ

- (1) 基本法上の位置づけ

この計画は、基本法第14条第3項において市町村が定めるように努めなければならないと規定されている「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 条例上の位置づけ

この計画は、条例第9条第1項において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものと定められている「男女共同参画計画」です。
- (3) 女性活躍推進法上の位置づけ

この計画の第3章の「3 基本目標及び施策の方向」のうち、基本目標2（男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現）及び基本目標3（女性の社会への参画・活躍のさらなる推進）を、女性活躍推進法第6条第2項において市町村が定めるよう努めるものと規定されている「市町村推進計画」とします。
- (4) 「神戸2020ビジョン」上の位置づけ

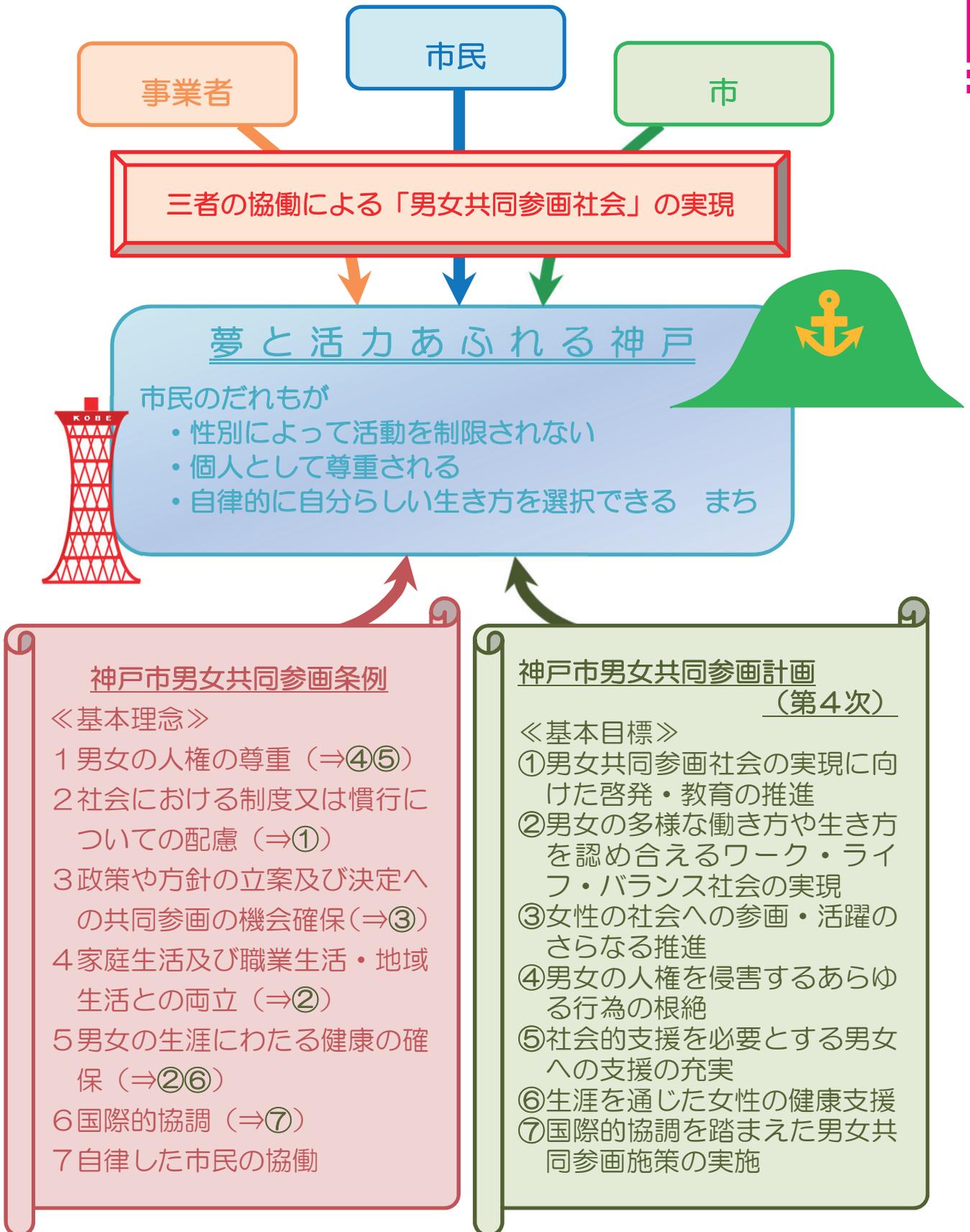
この計画は、平成28年度から32年度までを計画期間とする「神戸2020ビジョン」の部門別計画の1つです。

5 計画期間

この計画の計画期間は、「神戸 2020 ビジョン」と合わせ、平成 28 年度から 32 年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正その他の情勢の変化があった場合には、必要に応じて、計画の内容を見直します。

6 概念図



第3章

施策の内容

1	重点事項	24
2	施策の体系図	26
3	基本目標及び施策の方向	28
4	指標・数値目標	38

1 重点事項

この計画では、5年間に重点的に取り組むべき事項を以下の2項目に絞り、特に力を入れて施策を進めていきます。

I 男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現（⇒ 基本目標2）

第1章3(1)の調査結果では、以下のような状況を確認することができます。

- 子育て、介護、家事の担い手は圧倒的に女性が多いこと（7ページ）
- 配偶者がいる25～44歳の非就労の女性の半数近くは、子育てや介護の負担が軽減すれば就労したいと考えていること（7ページ）
- 男性においては、安定した雇用形態である「正規社員・職員」の比率が女性よりも高いにもかかわらず、現在の仕事への満足度が女性よりも低いこと（8ページ）

長時間労働などのいわゆる男性中心型労働慣行が見直され、ワーク・ライフ・バランス社会が実現すれば、性別に関わらずだれもが、仕事と家庭や地域での生活の両立により、充実した生活を送れるようになることが期待されます。就労したいのに就労できていない女性の希望が実現すること、また、働く人の仕事への満足度が高まることにもつながるものと考えられます。

また、昨今、正規労働者と非正規労働者の賃金格差が問題となっており、非正規労働者の割合が高い女性が貧困に陥りやすい一因となっています。賃金格差が是正されることがまず望まれますが、ワーク・ライフ・バランス社会が実現することより、やむをえず非正規労働者として働いている女性が正規労働者として働くことができるようになれば、女性が貧困に陥ることを防ぎ、さらに女性の経済的自立や活躍にも資することになります。

だれもが希望する形でいきいきと働くことができるようになれば、企業の業績向上、さらには、神戸経済の活性化につながることも期待されます。

女性の職業生活における活躍の推進による豊かで活力ある社会の実現を目指す女性活躍推進法の目的を達成するためにも、その土台としてワーク・ライフ・バランスの実現は欠かせないものと考えられますので、より積極的に取り組みを進めていきます。

Ⅱ DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施

(⇒ 基本目標4 施策の方向1)

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなります。

神戸市では、平成18年11月に、市としては全国で4番目となる配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、平成21年3月には「神戸市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、DVの予防啓発及び被害者支援を実施してきました。

神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談及びカウンセリングの件数は、平成20年度以降毎年2千件を超えており、平成26年度には初めて3千件を超えました。

相談件数の増加の背景には、DVが少しずつ認知されてきて、「自分が被害者である」ということに気づいた人が増えてきたことも考えられます。DV防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも法の規定が準用されるようになったことも受け、さらなる予防啓発に努めるとともに、被害者に寄り添った着実な支援を実施していく必要があります。

DV対策施策については、別途「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第3次)」を策定し、詳しくは同計画に掲載することとなりますが、男女共同参画施策の重点事項として、関係機関とも連携しながら施策を進めていきます。

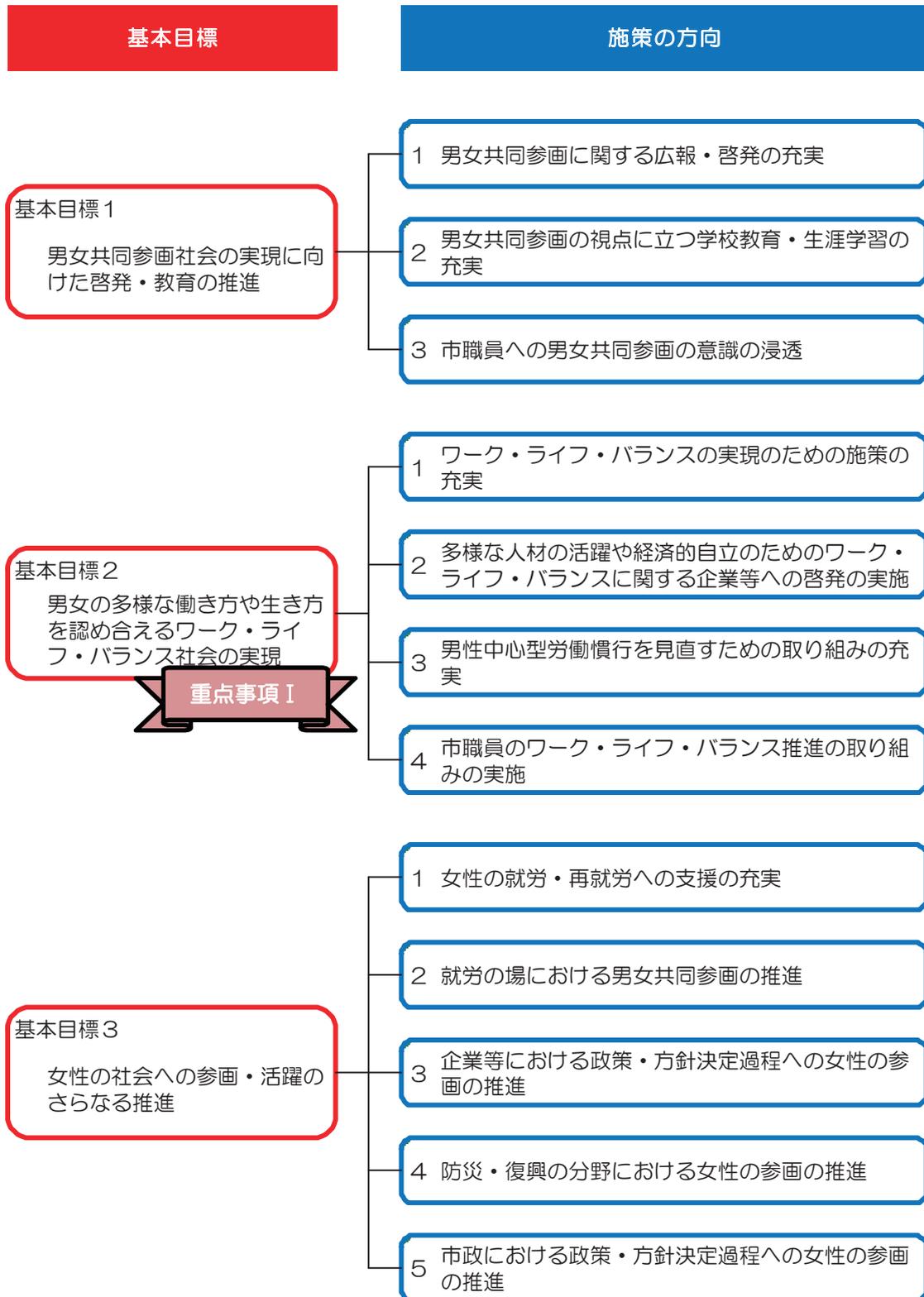


← 『カエル! ジャパン』キャンペーン(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための国民運動)シンボルマーク(内閣府)

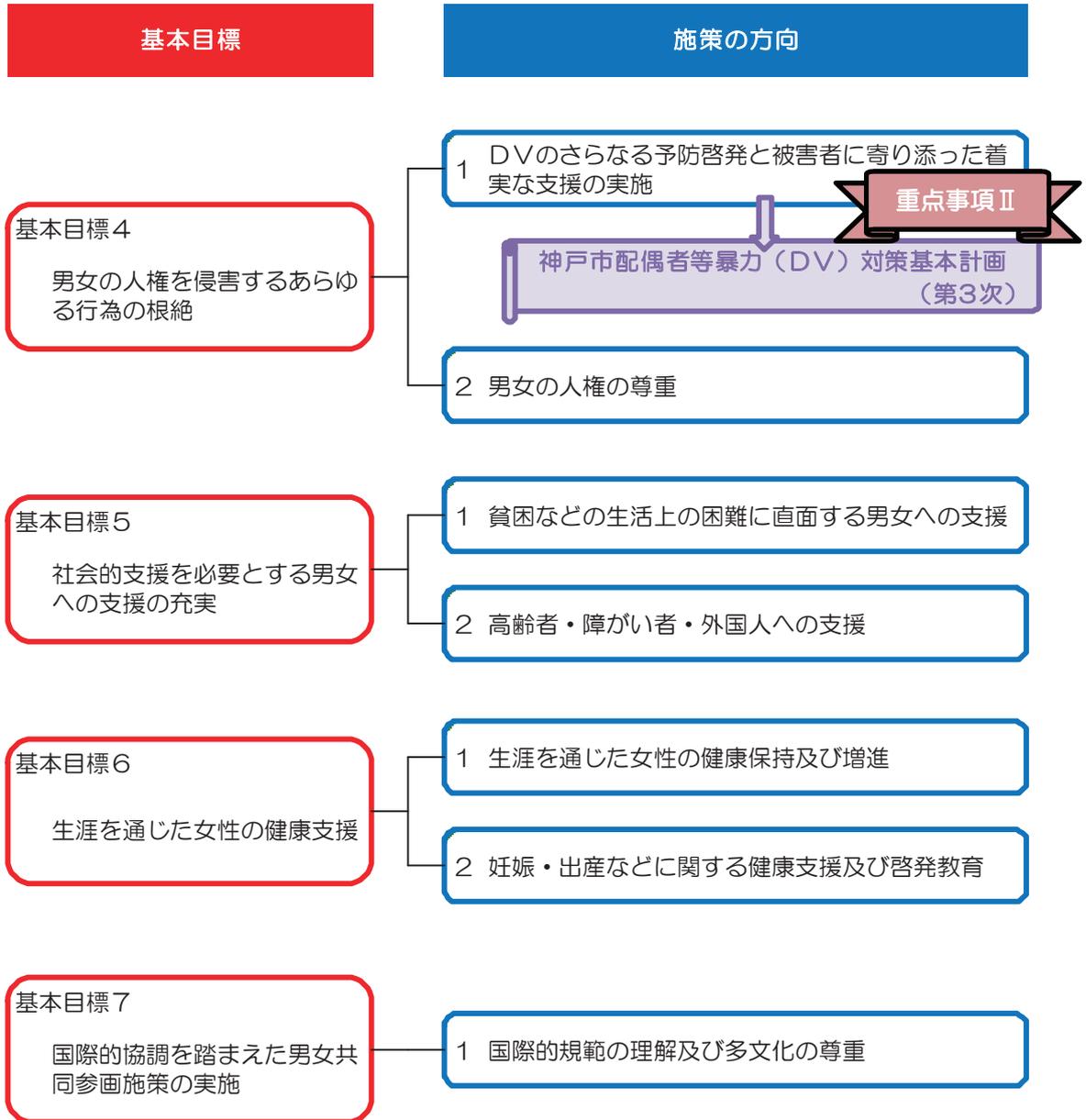
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
(内閣府)



2 施策の体系図



重点事項 I



3 基本目標及び施策の方向

基本目標

1

男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

市民・事業者・市の三者の協働により「男女共同参画社会」を実現するためには、まず、市民一人ひとりの男女共同参画に関する意識を高めていく必要があります。そのため、あらゆる分野、あらゆる世代を対象とした啓発・教育を推進していきます。また、市民・事業者に取り組みを呼びかけていく立場である市職員の男女共同参画に関する意識をさらに深めていきます。

施策の方向1

男女共同参画に関する広報・啓発の充実

おもな取り組み	おもな所管部局
神戸市男女共同参画推進会議や大学等との連携によるさらなる啓発の実施	市民参画推進局
男女の人権を傷つけたり固定的性別役割分担意識を助長・連想させたりしない公的広報の徹底	市民参画推進局 全部局

施策の方向2

男女共同参画の視点に立つ学校教育・生涯学習の充実

おもな取り組み	おもな所管部局
男女共同参画に関する理解を深められる学校教育・生涯学習の推進	市民参画推進局 教育委員会
職業観・就労観を育む就労教育・キャリア教育の推進	教育委員会

※ 関連する他の計画

- 第2期神戸市教育振興基本計画（教育委員会）
- 神戸市生涯学習総合計画（教育委員会）

施策の方向3

市職員への男女共同参画の意識の浸透

おもな取り組み	おもな所管部局
男女共同参画及び女性の活躍推進に関する研修の実施	行財政局 市民参画推進局
男女共同参画の視点からの施策の点検・見直しに関する検討	市民参画推進局 全部局

※ 関連する他の計画

- 神戸市人材育成基本計画（行財政局）

基本目標
2

男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現

重点事項 I

市民一人ひとりが自分自身の働き方・くらし方・生き方を自律的にデザインし、いきいきと充実した人生を送ることができる、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指して、企業等に対する啓発や仕事と生活の両立を支える施策を実施していきます。また、市が率先している姿勢を企業等に示すためにも、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組んでいきます。

施策の方向1

ワーク・ライフ・バランスの実現のための施策の充実

おもな取り組み	おもな所管部局
表彰制度や事業所訪問などによる企業等（特に経営者・管理職層）に対する啓発の実施	市民参画推進局
仕事と生活（子育て・介護）の両立支援制度の充実	こども家庭局 保健福祉局

※ 関連する他の計画

- 新・神戸っ子すこやかプラン（こども家庭局）
- 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（保健福祉局）

施策の方向2

多様な人材の活躍や経済的自立のためのワーク・ライフ・バランスに関する企業等への啓発の実施

おもな取り組み	おもな所管部局
長時間労働などの男性中心型労働慣行の見直しに関する企業等への啓発の実施	市民参画推進局
正規労働者と非正規労働者の均等待遇に関する啓発等の実施	市民参画推進局


 施策の方向3

男性中心型労働慣行を見直すための取り組みの充実

おもな取り組み	おもな所管部局
男性を対象とした家庭生活や地域生活と仕事を両立できる柔軟な生き方のための講座等の充実	市民参画推進局 保健福祉局
過労死や自殺の予防も含めた健康管理等に関する啓発の充実	市民参画推進局 保健福祉局

※ 関連する他の計画

- 神戸市保健医療計画（保健福祉局）
- 健康こうべ2017（保健福祉局）
- 神戸いのち大切プラン（保健福祉局）


 施策の方向4

市職員のワーク・ライフ・バランス推進の取り組みの実施

おもな取り組み	おもな所管部局
職員の時間外勤務縮減の取り組みの実施	行財政局
男性職員が育児休業を取得しやすい環境の整備	行財政局 市民参画推進局

※ 関連する他の計画

- 次世代育成支援対策推進法に基づく神戸市特定事業主行動計画（第3期）（行財政局）

基本目標

3

女性の社会への参画・活躍のさらなる推進

希望する女性が就労又は再就労することができるよう支援するほか、女性が不本意に離職することなく働き続けられるよう、マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する啓発を進めていきます。また、あらゆる分野において政策・方針決定過程に女性が参画できる環境づくりに努めるとともに、防災・復興の分野における女性の参画も進めていきます。

施策の方向1

女性の就労・再就労への支援の充実

おもな取り組み	おもな所管部局
就労・再就労支援のための講座及び情報提供等の充実	市民参画推進局 産業振興局
就職や起業を考えている女性を対象とした相談の実施	市民参画推進局 産業振興局

施策の方向2

就労の場における男女共同参画の推進

おもな取り組み	おもな所管部局
マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する啓発の実施	市民参画推進局
(再掲) 正規労働者と非正規労働者の均等待遇に関する啓発等の実施	市民参画推進局

施策の方向3

企業等における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

おもな取り組み	おもな所管部局
管理職として活躍できる女性を育成する講座等の実施	市民参画推進局
(再掲) 表彰制度や事業所訪問などによる企業等(特に経営者・管理職層)に対する啓発の実施	市民参画推進局

施策の方向4

防災・復興の分野における女性の参画の推進

おもな取り組み	おもな所管部局
家庭防災を担う婦人防災安全委員活動への参加や地域の防災リーダーである消防団への入団の促進	消防局
避難所運営に女性が参画できる地域防災体制の構築	危機管理室

※ 関連する他の計画

- 神戸市消防基本計画(消防局)
- 神戸市地域防災計画(危機管理室)

施策の方向5

市政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

おもな取り組み	おもな所管部局
市の審議会などへの女性委員の登用の促進	全部局
市における女性職員の管理職への登用の促進	行財政局

※ 関連する他の計画

- 神戸市人材育成基本計画(行財政局)

基本目標

4

男女の人権を侵害するあらゆる行為の根絶

全ての人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、DVを含むあらゆる人権侵害となる行為を根絶する必要があります。性に起因するあらゆる人権侵害行為を許さないという意識を広く浸透させるためにも、性的マイノリティへの理解・配慮も含めた人権尊重に関する教育・啓発の取り組みを進めていきます。

施策の方向1

DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施

重点事項Ⅱ

詳しい取り組み内容は、別途策定する「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）」に掲載します。

施策の方向2

男女の人権の尊重

おもな取り組み	おもな所管部局
性に起因する人権侵害行為の防止に関する啓発・教育の実施	市民参画推進局 保健福祉局 全部局
性的マイノリティへの理解・配慮も含めた人権尊重に関する教育・啓発の充実	保健福祉局 教育委員会 市民参画推進局

※ 関連する他の計画

- 第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画（保健福祉局）
- 第2期神戸市教育振興基本計画（教育委員会）

基本目標
5

社会的支援を必要とする男女への支援の充実

第1章3(1)で示した神戸市民の実態及び意識調査では、ひとり親家庭の厳しい経済状態を確認することができます(8ページ)。貧困だけでなく、高齢、障がい、外国籍といった、社会的支援を必要とする人は、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。支援を必要とする人に対して、人権尊重の観点からも、適切な支援を行っていきます。

施策の方向1 貧困などの生活上の困難に直面する男女への支援

おもな取り組み	おもな所管部局
ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)へのひとり親家庭支援センター等を通じた支援の実施	こども家庭局
くらし支援窓口などにおける自立に向けた支援の実施	保健福祉局

- ※ 関連する他の計画
- 新・神戸っ子すこやかプラン(こども家庭局)
 - こうへの市民福祉総合計画(保健福祉局)

施策の方向2 高齢者・障がい者・外国人への支援

おもな取り組み	おもな所管部局
高齢者・障がい者の就労促進・生活安定等に関する支援の実施	市民参画推進局 保健福祉局
外国人への的確な情報提供・相談などによる支援の実施	市長室

- ※ 関連する他の計画
- 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画(保健福祉局)
 - 神戸市障がい者保健福祉計画(保健福祉局)

基本目標

6

生涯を通じた女性の健康支援

子どもを産む・産まないにかかわらず、女性には、人生の各段階に応じた健康上の問題があります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の観点から、出産するかしないかといったことや年齢にかかわらず、全ての女性の生涯を通じた健康のための総合的な施策展開が必要です。

施策の方向1

生涯を通じた女性の健康保持及び増進

おもな取り組み	おもな所管部局
女性の心身の特性に応じた保健医療サービスや健康の増進に関する情報の提供	保健福祉局
女性特有のからだの悩みに関する相談の実施	市民参画推進局

※ 関連する他の計画

- 神戸市保健医療計画（保健福祉局）
- 健康こうべ2017（保健福祉局）

施策の方向2

妊娠・出産などに関する健康支援及び啓発教育

おもな取り組み	おもな所管部局
子育て世代包括支援センターの整備等による相談機能の強化	こども家庭局
生命や人格の尊重について学ぶ性に関する指導の実施	教育委員会

※ 関連する他の計画

- 新・神戸っ子すこやかプラン（こども家庭局）

基本目標

7

国際的協調を踏まえた男女共同参画施策の実施

世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数によれば、日本の男女間格差は先進国の中で最低水準にあり、男女共同参画施策の実施にあたっては、国際的規範を踏まえる必要があります。また、神戸市は「国際都市」として、国籍、言語、文化などが異なる多くの人々が住むまちであることから、外国籍の市民に配慮した取り組みに引き続き努めていきます。

施策の方向1

国際的規範の理解及び多文化の尊重

おもな取り組み	おもな所管部局
女子差別撤廃条約に関連する取り組み等に関する情報の積極的な収集及び提供	市民参画推進局
(再掲) 外国人への的確な情報提供・相談などによる支援の実施	市長室

4 指標・数値目標

この計画の達成度や進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、以下の3種類の指標・数値目標を設定します。

「 <u>成果指標</u> 」……いわゆる「アウトカム指標」 ⇒ 事業を実施した結果どのようになったかを示すもの
「 <u>達成目標</u> 」……いわゆる「アウトプット指標」 ⇒ 事業をどの程度実施したかを示すもの
「 <u>モニタリング指標</u> 」 ⇒ 目標数値は定めないが数値を毎年把握するもの

《基本目標1 関連》

項目	現状値	目標値 (平成32年度)	関連する計画
成果指標			
1 社会全体としての男女の平等感 (ネットモニター調査)	平等と感じる人 13.4% (平成27年度)	35%	

《基本目標2 関連》

項目	現状値	目標値 (平成32年度)	関連する計画
成果指標			
2 ワーク・ライフ・バランスの認知度 (言葉も内容も知っている) (ネットモニター調査)	49.0% (平成27年度)	70%	
3 待機児童数	13人 (H27.04.01)	0人 (H30.04.01)	新・神戸っ子 すこやかプラン
4 延長保育実利用人数	5,008人 (平成26年度)	6,047人 (平成31年度)	
5 一時保育利用人数	748,167人 (平成26年度)	809,965人 (平成31年度)	
6 病児保育利用人数	11,750人 (平成26年度)	22,980人 (平成31年度)	
7 学童保育高学年受入施設割合 (公設)	12.1% (平成26年度)	100% (平成31年度)	
8 ファミリー・サポート・センター 週あたり活動件数	109件 (平成26年度)	880件 (平成31年度)	
9 がん検診受診率 (国民生活基礎調査・神戸市)	<胃がん> 男性 43.9% 女性 27.8% <肺がん> 男性 45.3% 女性 28.2% <大腸がん> 男性 43.2% 女性 33.5% (平成25年度)	<胃がん> 50% (当面は40%) <肺がん> 50% (当面は40%) <大腸がん> 50% (当面は40%) (平成28年度)	

10	自殺者数	308人 (平成26年)	279人以下 (平成28年)	神戸いのち大切プラン
11	男性市職員の育児休業取得率	2.0% (平成26年度)	13% (平成31年度)	次世代法に基づく神戸市特定事業主行動計画(第3期)
12	男性市職員の育児参加休暇取得率	53.9% (平成26年度)	100% (平成31年度)	
達成目標				
13	教育・保育施設等の利用定員	24,569人 (H27.04.01)	26,195人 (H30.04.01)	新・神戸っ子すこやかプラン
モニタリング指標				
14	ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現状(ネットモニター調査)	仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先 希望 25.5% 現状 6.5% (平成26年度)	—	

《基本目標3 関連》

項目	現状値	目標値 (平成32年度)	関連する計画
成果指標			
15	職場における男女の平等感(ネットモニター調査)	平等と感じる人 17.8% (平成27年度)	35%
16	市の審議会における女性委員の登用率	31.4% (平成26年度)	35%
17	市の管理的地位にある職員(課長級以上の職員)に占める女性職員の割合	12.1% (平成27年度)	15%
達成目標			
18	女性活躍推進プログラム@神戸の受講者累計及び受講後の役職者数	<受講者累計> 147人 <役職者数> 22人 (平成27年度)	<受講者累計> 297人 <役職者数> 受講者の3割程度
モニタリング指標			
19	25歳～44歳女性の有業率(就業構造基本調査・神戸市)	64.5% (平成24年)	— (平成29年)

《基本目標5 関連》

項目	現状値	目標値 (平成32年度)	関連する計画
モニタリング指標			
20	各区母子・父子自立支援員による各種相談実施件数	17,959件 (平成26年度)	—

《基本目標6 関連》

項目		現状値	目標値 (平成32年度)	関連する計画
成果指標				
21	がん検診受診率 (国民生活基礎調査・神戸市)	<乳がん> 41.5% <子宮頸がん> 38.4% (平成25年度)	<乳がん> 50% <子宮頸がん> 50% (平成28年度)	健康こうべ 2017

第4章

計画の推進

- 1 計画を推進する体制 42
- 2 神戸市男女共同参画センター(あすてっぷ KOBE) 43
- 3 計画の進捗状況の評価及び検証 43

1 計画を推進する体制

この計画を実効性のあるものとし、男女共同参画社会の実現を目指すために、以下の体制のもとに、施策を進めていきます。

(1) 神戸市男女共同参画推進本部

男女共同参画に関する施策は全庁をあげて取り組む必要があることから、市長を本部長とする「神戸市男女共同参画推進本部」を設置しています。

報告などのための形式的な場ではなく、各局室区が有機的に連携して事業を実施するための情報共有・交換の場として機能させるため、同推進本部幹事会の構成員である各局室区の総務担当課長等への積極的な情報提供に努めます。

(2) 神戸市男女共同参画推進会議

市民や事業者との協働による男女共同参画社会の実現を目指すために、25の地域・職域団体や経済団体など及び有識者により構成される「神戸市男女共同参画推進会議」との協働により、「こうべ男女共同参画月間」におけるイベントや啓発事業などを実施していきます。

(3) 神戸市男女共同参画審議会

条例第 22 条第 1 項の規定に基づき市長の附属機関として設置されている「神戸市男女共同参画審議会」には、計画の進捗状況等を毎年報告するとともに、専門的知見や豊富な経験から、適宜、適切かつ効果的な指導や助言をいただきます。

(4) 神戸市男女共同参画申出処理制度

市民・事業者等から男女共同参画に関する施策に対する苦情等があった場合は、必要に応じて、条例第 20 条第 1 項の規定に基づき市長の附属機関として設置されている「神戸市男女共同参画苦情処理委員」による調査等を実施します。

2 神戸市男女共同参画センター（あすてっぴKOBÉ）

神戸市では、神戸市男女共同参画センター（あすてっぴKOBÉ）を設置し、男女共同参画社会の形成のための啓発等を行うとともに、市民の活動・交流の場を提供しています。

《おもな実施事業》

啓発（セミナー）事業

家庭や地域などの身近な分野における男女共同参画の課題に関する啓発や、課題解決のための情報提供の機会として、各種セミナーを企画・運営しています。

相談事業（女性のための相談室）

- 電話相談
- 面接相談（予約制）
 - ・ こころの悩み相談
 - ・ からだの相談
 - ・ 法律相談
 - ・ 就業・チャレンジ相談

情報提供・グループ支援事業

男女共同参画、家族や子育て、仕事等に関する図書・ビデオ・行政資料などを取り揃えた「情報ライブラリー」を設置しています。

また、男女共同参画社会の形成のために学習・活動するグループの登録制度を設けており、登録していただいたグループはグループ学習室を無料で利用できます。

有料セミナー室運営事業

学習・研修・会議の場としてご利用いただける有料セミナー室を運営しています。

3 計画の進捗状況の評価及び検証

この計画に基づき実施した施策については、条例第19条の規定に基づき、毎年「年次報告書」を作成して評価及び検証を行い、必要があれば計画内容の見直しを行います。

「年次報告書」については、神戸市男女共同参画審議会へ報告して意見を求めるとともに、いただいた意見とあわせて公表を行います。

第5章

参考資料

1 神戸市男女共同参画の推進に関する条例	46
2 男女共同参画行政のあゆみ	50
3 用語解説	54

1 神戸市男女共同参画の推進に関する条例

○ 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成 15 年 3 月 27 日条例第 57 号）

前文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国においては、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）を制定するなどして、国際社会の取組と連動しつつ、法制度の整備が進められてきた。

神戸市においても、こうした国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を進めてきた。しかしながら、今なお、社会には、性別による固定的な役割分担等とそれに基づく制度や慣行及び様々な形態の暴力等の人権侵害が存在しており、真の男女平等を達成するためには多くの課題が残されている。

一方で、少子高齢化が一層進行し、経済が成熟化するなど、社会経済情勢は急速に変化している。このことは、家族形態や地域社会の変化にも影響を与えており、社会の基礎である家族とそれを取り巻く地域社会とのつながりは、ますますその重要性が増大している。

このような状況に対応していく上で、男女が、互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら共に力を合わせて有償又は無償の労働を担い、かつ、社会の様々な場で意思決定の過程にかかわることができる男女共同参画社会づくりは、本市においても緊要な課題となっている。

こうした認識の下、市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市、市民、事業者の協働により築くことを目

指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定

的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進は、男女が、妊娠及び出産の機能を有する女性の心身に対する理解を深めるとともに、対等な関係の下に性と生殖に関する互いの意思が尊重されること並びに男女の生涯にわたる健康の維持及び増進が図られることを旨として、行われなければならない。
 - 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。
 - 7 男女共同参画の推進は、地域社会を構成する市民一人一人が自律的に、及び協働して取り組むことを旨として、行われなければならない。
(市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、市の職員一人一人の男女共同参画

に関する認識を高めるよう努めなければならない。

- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、その推進に主体的かつ自律的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、法人であるか個人であるかを問わず、その事業活動において、男女が職業生活と家庭生活等とを両立して行うことができる就業環境を整備し、及び職域における活動に平等に参画することができる機会を確保するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活の環境を害することをいう。）又は配偶者間など男女の間における身体若しくは精神に苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう留意しなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため

- の基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
- （施策の策定等に当たっての配慮）
- 第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。
- （附属機関等への共同参画の機会確保）
- 第11条 市長は、審議会その他の附属機関を組織する委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。
- 2 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。
- （市民等の理解を深めるための措置）
- 第12条 市は、広報活動、広聴活動等を通じて、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。
- （男女共同参画推進月間）
- 第13条 市は、男女共同参画について広く市民等の関心と理解を深めるため、年1回、男女共同参画推進月間を設けるものとする。
- （調査研究）
- 第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。
- （家庭生活における活動とその他の活動の両立の支援）
- 第15条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職域、地域等における活動とを両立して行うことができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- （雇用等の分野における男女共同参画の推進）
- 第16条 市は、事業者が、その事業活動において積極的改善措置を講ずることができるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。
- 第16条の2 市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 2 選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。
- 3 前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- （男女平等の視点に立つ学校教育及び社会教育の推進）
- 第17条 市は、学校教育及び社会教育の場において、男女平等を推進するための教育

又は学習の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案(以下「苦情等」という。)並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進体制)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、必要な推

進体制を整備するものとする。

第4章 神戸市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長の附属機関として、神戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 諮問に応じ、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 諮問に応じ、第20条第2項の苦情等の申出に関して意見を述べること。

3 審議会は、20人以内の委員で組織する。

4 前項の委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第9条、第20条及び第22条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成15年7月7日規則第23号により第9条及び第22条の規定は、平成15年7月10日から施行)

(平成15年9月16日規則第28号により第20条の規定は、平成15年10月1日から施行)

附 則(平成25年3月29日条例第66号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 男女共同参画行政のあゆみ

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
1975	昭和50		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府婦人問題担当室設置 ・婦人問題企画推進本部設置（本部長：内閣総理大臣） ・婦人問題企画推進会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議 [第1回]（メキシコシティ）において「世界行動計画」採択
1976	51		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行（教職員等） ・民法一部改正（離婚後の婚氏続称制度新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」スタート ・ILO事務局に婦人労働問題担当室設置
1977	52	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当室設置 ・神戸婦人大学開校 ・海外指導者研修第1回派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 	
1979	54	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回神戸婦人問題シンポジウム」開催 ・神戸婦人白書「78歳の時代」刊行 ・神戸市婦人問題推進庁内連絡会議設置 ・第1期神戸市婦人問題推進懇話会設置（S54.11～56.7） 		<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1980	55		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議で「女子差別撤廃条約」に署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議[第2回]（コペンハーゲン）において「国連婦人の10年後半期行動プログラム」を採択
1981	56	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期懇話会より「神戸市婦人計画のための5つの指針100の提言」提出（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法、家事審判法一部改正（配偶者の相続分1/3→1/2、寄与分与制度の新設） ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発行 ・ILO総会「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択
1982	57	<ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市婦人計画の指針」策定（4月） ・第2期神戸市婦人問題推進懇話会設置（指針の推進とチェック）（S57.10～59.10） 		
1983	58	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題資料室開室 		
1984	59	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題啓発紙「W&M」発刊（～H11年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科教育に関する検討会議報告 	
1985	60	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期神戸市婦人問題推進懇話会設置（「神戸市婦人計画の指針」見直し開始）（S60.1～62.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法、戸籍法一部改正（父系血統主義→父母両系血統主義） ・女子差別撤廃条約批准 ・生活扶助基準額の男女差解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」最終年世界会議 [第3回]（ナイロビ）において「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択
1986	61	<ul style="list-style-type: none"> ・「2000年に向かってはばたく婦人展」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法一部改正（女性の年金権保障） 	
1987	62	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期懇話会より「神戸市婦人計画の指針」見直しに関する提言（3月） ・神戸市パート婦人の調査（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議意見書提出 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画—男女共同参加型社会の形成を目指す」策定 	
1988	63	<ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市女性計画」策定（3月） 		
1989	平成元	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生向け男女平等啓発資料「できることいっぱい」発行 ・小学生に対する男女の役割に関する意識調査（9月） 		
1990	2	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期神戸市婦人問題推進懇話会設置（H2.7～H4.2） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会上において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う韓国及び結論」採択
1991	3	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期懇話会より「高齢化社会の進展にともなう女性施策のあり方」について提言（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 	

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
1992	平成4	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市生活学習センター開館（3月） 婦人問題担当室を女性計画推進室に改称 「神戸市女性計画」部分改定（6月） 女性のための相談室開設（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法施行 婦人問題担当大臣設置 	
1993	5	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市民の男女共同社会に関する意識調査（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の技術・家庭科男女共修開始 パートタイム労働法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第48回国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994	6	<ul style="list-style-type: none"> 第5期神戸市女性計画推進懇話会設置（H6.4～8.4） 女性問題学習ハンドブック発行 人材リスト作成 	<ul style="list-style-type: none"> 高校の家庭科男女共修開始 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置（本部長：内閣総理大臣） 子どもの権利条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> 国際人口・開発会議（カイロ）において「カイロ宣言及び行動計画」採択
1995	7	<p>（阪神・淡路大震災＜1.17＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災女性のための「こころのケア特別相談」実施 被災女性のための就業支援講座開催 第1回神戸女性フォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法改正（→育児・介護休業法） 	<ul style="list-style-type: none"> 国連人権委員会において「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議（北京）において「北京宣言及び行動綱領」採択
1996	8	<ul style="list-style-type: none"> 第5期懇話会より「男女が共につくり共にになう社会の実現に向けた啓発事業のあり方」提言 第6期神戸市女性計画推進懇話会設置（H8.12～10.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年までの国内行動計画」策定 	
1997	9	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい女性計画への意見を聴く会」開催（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法改正 労働基準法改正 育児・介護休業法改正（一部を除きH11.4.1より施行） 	
1998	10	<ul style="list-style-type: none"> 第6期懇話会より「新・神戸市女性計画」に関する提言（3月） 女性計画推進室を男女共同参画課に改称 「こうへ男女共同参画プラン21」策定（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法（仮称）」答申 	
1999	11	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市男女共同参画推進本部設置（本部長：市長）（1月） 神戸市男女共同参画推進会議設置（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法施行 	
2000	12	<ul style="list-style-type: none"> 第1期神戸市男女共同参画懇話会設置（H12.3～14.3） 「女性の登用促進のための人材リスト」作成（3月） 神戸市男女共同参画センター開設（神戸市生活学習センターをリニューアル・オープン）（4月） 「できることいっぱい」改訂版発行 「こうへ男女共同参画推進月間」設定（毎年10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー規制法施行 「男女共同参画基本計画」策定 人権教育・啓発推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国連女性2000年会議開催（ニューヨーク）
2001	13	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック発行 第1期懇話会より「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向に関する論点整理」報告（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革により内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議を設置 「仕事と子育ての両立支援策について」閣議決定 DV防止法施行 育児・介護休業法改正（一部を除きH14.4.1より施行） 	

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
2002	平成14	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立に関する企業及び従業員調査（3月） 第2期神戸市男女共同参画懇話会設置（H14.3～15.7） 第2期懇話会より「こうべ男女共同参画プラン21の見直しについて」報告（8月） 「条例の制定について市民の意見を聴く会」開催（9月） 「こうべ男女共同参画プラン21」第1次改定（11月） 第2期懇話会より「神戸市における男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的考え方について」提言（12月） 		
2003	15	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行（4月） 神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 神戸市男女共同参画申出処理制度開始（10月） 「こうべ男女いきいき事業所表彰」制度開始（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議が「女性のチャレンジ支援策について」提言 女子差別撤廃委員会最終コメント発表 次世代育成支援対策推進法施行 少子化社会対策基本法施行 	
2004	16	<ul style="list-style-type: none"> 審議会より「神戸市男女共同参画計画の策定について」答申（2月） 「神戸市男女共同参画計画」策定（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止法改正施行（12月） 	
2005	17	<ul style="list-style-type: none"> 第2期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画計画（第2次）」策定（12月） 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催（ニューヨーク）
2006	18	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市配偶者暴力相談支援センター業務開始（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジプラン」改定（12月） 	
2007	19	<ul style="list-style-type: none"> 第3期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 審議会より「神戸市男女共同参画計画の見直しについて」答申（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（12月） 	
2008	20	<ul style="list-style-type: none"> 「神戸市男女共同参画計画（第2次）」策定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止法改正施行（1月） 	
2009	21	<ul style="list-style-type: none"> 「神戸市配偶者暴力対策基本計画」策定（3月） 第4期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法改正の一部施行（4月） 女子差別撤廃委員会からの最終見解発表（8月） 育児・介護休業法改正の一部施行（9月） 	
2010	22	<ul style="list-style-type: none"> 審議会より「神戸市男女共同参画計画（第3次）の策定について」及び「神戸市配偶者等暴力（DV）隊さ鶴基本計画（第2次）の策定について」答申（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」一部改正（6月） 育児・介護休業法改正施行（6月） 「第3次男女共同参画基本計画」策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合開催（ニューヨーク）
2011	23	<ul style="list-style-type: none"> 「神戸市男女共同参画計画（第3次）」策定（3月） 「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次）」策定（3月） 第5期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 		<ul style="list-style-type: none"> UN Women発足

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
2012	平成 24	<ul style="list-style-type: none"> 別居親と子どもの面会交流に関する調査（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定（6月） 育児・介護休業法改正の全面施行（7月） 	
2013	25	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市男女共同参画の推進に関する条例一部改正施行（4月） 第6期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定（5月） 「日本再興戦略」の中で女性の活躍推進を成長戦略の中核として位置づけ（5月） ストーカー規制法改正施行（10月） 	
2014	26		<ul style="list-style-type: none"> DV防止法改正施行（1月） 男女雇用機会均等法改正施行（7月） 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」策定（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「APEC女性と経済フォーラム2014」開催（北京）（5月）
2015	27	<ul style="list-style-type: none"> 第7期神戸市男女共同参画審議会設置（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律一部施行（9月） 	

3 用語解説

(か行)

用語	解説
くらし支援窓口	各区保健福祉部に設置されている、経済的に困窮している人の生活や仕事に関する相談を受け付ける窓口。相談者の状況に応じたプランを作成し、専任の支援員が寄り添いながら、情報・サービスの提供、問題解決に向けた支援を行う。
こうべ男女いきいき事業所	男女がともに働きやすい職場づくりに向けて積極的な取り組みを行っている事業所を、募集に応募した中から選考のうえ表彰する制度。平成 15 年度より実施。
神戸 2020 ビジョン	2025 年（平成 37 年）を目標年次とする「第 5 次神戸市基本構想」が示すまちの姿を実現するための、2016 年（平成 28 年）から 2020 年（平成 32 年）に実施する具体的な取り組みに関する実行計画。
固定的性別役割分担意識	男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のこと。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった男性・女性の役割を固定的に決める考え方。

(さ行)

用語	解説
ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)	世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を、経済分野、教育分野、政治分野、保健分野のデータから算出して数値化しランク付けしたものの。2015 年（平成 27 年）11 月の報告書では、日本は、世界 145 か国中 101 位。
市政アドバイザー	市民の声を直接市政に反映させていくため、20 歳以上の市民から無作為に選出した約 1,000 名にアンケートへの回答やセミナー・施設見学会への参加を通じて市政に対する意見を聴く制度。平成 26 年度末をもって終了し、平成 27 年度からネットモニター制度へ移行。
次世代認定マーク (くるみん)	次世代育成支援対策推進法に基づき、策定した行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を、申請に基づき、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度。
女子学生社会人カアッププロジェクト	女子大学生を対象に、人生のさまざまな場面での自分の生き方、働き方を考え、設計していくキャリアデザインプログラムや、企業でいきいきと働く女性社会人と接する機会を提供することにより、女子大学生の就業力・社会人基礎力を育成する講座。平成 24 年度より実施。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。1979 年の第 34 回国連総会において採択され、1981 年に発効。日本は 1985 年（昭和 60 年）に締結（批准）。2015 年（平成 27 年）7 月現在の締約国数は 189 か国。

女性活躍推進プログラム@神戸	女性管理職の少ない中小企業などを対象に、将来リーダーとしての役割を担う女性を育成することを目的として実施する講座。参加者のネットワークを構築し、更なる女性のキャリア形成意欲の向上も図る。平成22年度より実施。
性的マイノリティ	LGBTという用語が用いられることもある。同性愛者、両性愛者、性同一性障がいや性別違和の人、生物学的・解剖学的に男女に非典型的な特徴を有する人などのこと。

(た行)

用語	解説
待機児童	保育の必要性の認定がされ、認可保育所等の利用を申し込んでいるが、利用できていない児童のこと（他に利用可能な施設があるが、特定の施設を希望する場合等を除く）。
男性中心型労働慣行	長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方や家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方のこと。

(な行)

用語	解説
ネットモニター	インターネットによるアンケート調査などIT（情報技術）を活用することで、市民から市政に関する意見や提案をよりスピーディーに聴き、効果的に市政に反映させることを目的として、平成27年度より実施した制度。

(は行)

用語	解説
配偶者等からの暴力（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法第3条の規定に基づく、DVの防止及び被害者の保護に関する業務を実施する機関。
ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭を対象とした就業相談、法律相談、親子のふれあい事業、日常生活支援、大会開催などを実施する施設。
ファミリー・サポート・センター	子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織。育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合うしくみとなっている。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条の規定に基づき都道府県知事又は市町村長から委嘱され、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、生活の相談に応じ、自立に向けた支援を行う職員。

(ま行)

用語	解説
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせや不利益な取扱いのこと。

(ら行)

用語	解説
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	性と生殖に関する健康・権利。1994年にカイロで開催された国連主催の国際人口・開発会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

(わ行)

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

神戸市市民参画推進局市民生活部男女共同参画課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL.078-322-5179 FAX.078-322-6034

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/>

神戸市広報印刷物登録 平成27年度第704号(広報印刷物規格A-1類)



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008